

会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン

2020年3月27日策定
2020年5月11日改訂
2020年6月1日改訂
2020年10月1日改訂
2020年12月1日改訂
2021年4月1日改訂
2021年12月1日改訂

本学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防と拡大防止のため「会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン」を策定し、教育・研究等の活動を続けています。

教職員及び学生の皆様には、普段の規律ある行動が、自分自身や家族、そして大切な人たちの生命を守ることに繋がるという意識を共有しながら、自覚と責任をもって行動するようにしてください。

1 現在の状況

(1) 海外

外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 国内

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(3) 福島県内

福島県ホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

2 感染が疑われる場合

感染が疑われる場合、まずは、「かかりつけ医」等の身近な医療機関に電話で相談してください。「かかりつけ医」がいない方、またはどこに相談してよいか分からない方は、「受診・相談センター」へ電話相談してください。花粉症の症状がある方でも、いつもと違うと感じた場合には、身近な医療機関又は「受診・相談センター」に相談してください。

県では発熱等の症状がある方の医療機関受診の不安軽減や医療機関を発端とする感染症のまん延防止のため、「受診・相談センター」を開設しているほか、発熱患者等の診療・検査が可能な「診療・検査医療機関」の指定を行っています。

【受診・相談センターへの相談の目安】

(少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。))

- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(妊婦の方)～念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに受診・相談センター等に相談してください。

(お子様をお持ちの方)～小児については、小児科医による診察が望ましく、受診・相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。

※なお、この目安は、みなさんが相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

受診・相談センター 0120-567-747(対応時間～ 毎日(24時間/土日祝日含む))

【医療機関の受診・検査結果の連絡】

医療機関を受診し、PCR検査または抗原検査を受けた場合には、検査結果を待たずにその内容について直ちに大学に連絡してください。また、検査結果が判明した場合についても直ちに大学へ連絡してください。

<大学の電話窓口> 平日(8:30-17:15): 0242-37-2500 総務予算課総務係(教職員)
0242-37-2515 学生課学生支援係(学生)
上記以外の時間帯: 0242-37-2700 警備員室

3 感染しないための一人ひとりの取り組み

新型コロナウイルスによる感染を予防し、感染を拡大させないためには、感染予防に向けた一人ひとりの行動と学内教職員・学生全員の協力が不可欠です。

学内教職員及び学生は、引き続き「健康観察シート」を作成し、常に携帯してください。

<http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/covid19.html>

また、次の「感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等」について、十分理解のうえ、常に意識して行動してください。

【感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等】

感染拡大を予防するためには、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があります。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものです。

具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要です。一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、自分だけではなく、大事な家族や友人等の命を守ることにつながります。

※ 参考：厚生労働省ホームページ（新しい生活様式）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 三密の回避
- 他人と距離を取る（できるだけ2m）
- マスクの着用（状況に応じて）
- 手洗い・手指衛生の徹底
- 換気の徹底
- 会話時は正面は避ける
- 会話は控えめに

○ 集団感染のリスクとされる、次の「3つの密」が同時に重ならないようにしてください。

- ① 換気が悪い密閉空間 **【密閉】**
- ② 多くの人が密集 **【密集】**
- ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声 **【密接】**

○ 人と人との距離を最低1m（できるだけ2m）確保してください。

○ 「マスクの着用」や「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。

○ 日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。

○ 飲食時は、感染リスクに十分注意し、狭い場所に大人数でいること、大声やマスクなしでの会話などは控えましょう。また、感染対策が徹底された飲食店を利用してください。

○ 旅行や帰省等、移動する時は、自分自身の体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を徹底してください。

○ 感染が拡大している地域から移動した家族や友人等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に努めてください。

○ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用も有効と考えられることか

ら、導入を推奨します。

※ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- 発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅等で休養し、外出は慎んでください。
(欠席とみなさない措置が適用されます。)(教職員は特別休暇適用。)
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
体内時計に則した生活をする、ストレスを感じても溜め込まないようにしましょう。
(ストレスマネジメントを行う。)
- 学内においてはマスクの着用を原則とします。なお、次の事項に留意するとともに、常に感染予防の意識を持てるよう、お互いの声かけや、事務室や研究室入り口などへのチラシ掲示など、全学を挙げた注意喚起に取り組みましょう。
 - ・ 身体的距離が十分確保できない場合は必ずマスクを着用すること。
 - ・ 会議や授業など、会話を伴う場面においては必ずマスクを着用すること。
 - ・ 食事中など、マスクを外す場面においては会話を控えること。
 - ・ 暑さ指数が高い場合や運動する場面においては適宜マスクを外すなど、体調管理に留意すること。

※ マスクは学内 SLS 売店でも販売しております。

※ 参考：内閣官房ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策）

<https://corona.go.jp/prevention/>

4 教職員の休暇、学生の出席停止等の取り扱い

【教職員】

(1) 教職員の場合の服務（休暇等）に係る取扱い

教職員が、次に掲げる事項により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、休暇等として取り扱うことになります。

- ①教職員に発熱等の風邪症状が見られる場合（特別休暇）
- ②教職員が検疫法に基づく停留の対象となった場合（特別休暇）
- ③教職員又はその親族が感染症法第44条の3第2項の規定に基づく知事の外出自粛要請を受けた場合（特別休暇）
- ④教職員の親族に発熱等の風邪症状が見られる場合（特別休暇）
- ⑤小学校等の臨時休業による子の世話のために出勤できない場合（特別休暇）
- ⑥教職員がいわゆる濃厚接触者となった場合（職務専念義務免除）
- ⑦教職員の同居する者がいわゆる濃厚接触者となった場合（職務専念義務免除）
- ⑧教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（病気休暇）

【学生】

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に感染した場合、又は濃厚接触者と特定さ

れた場合は、学校保健安全法第 19 条による出席停止となります。

<出席停止の期間>

- 感染した場合 ～治癒するまでの間
- 濃厚接触者と特定された場合 ～感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間

(2) 欠席とみなさない措置（当面の間）

次に掲げる事項により授業に出席しない場合、必要と認められる期間について欠席とみなさない措置とします。なお、感染が疑われる期間については自宅等待機となります。

- ① 本人の感染が疑われる場合（発熱等の風邪症状が見られる場合を含む）
- ② 本人と同居する家族等の感染が疑われる場合（家族等に発熱等の症状が見られる場合を含む）
- ③ 外務省の感染症危険情報レベル 2 以上の地域に滞在歴がある場合、当該地域を離れてから 2 週間経過するまでの期間。（感染が疑われる期間）
（※これまでは、発熱等の症状のない場合は、マスク着用など、感染症予防の措置を講じたうえで授業への出席を認めていましたが、今後は、日本政府の隔離政策等を踏まえ、当該期間における授業への出席は認められません。）
- ④ 検疫法に基づく停留の対象となった場合
- ⑤ 海外において本人に感染の疑いがあり、当該地域の措置により隔離された場合
本人の責に帰しがたい不可抗力により隔離され、授業への出席を求めること自体が不合理と認められる場合
- ⑥ 医療的ケアを日常的に必要とし、重症化するリスクが高い場合、又は基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合において、地域の感染状況を踏まえ、主治医等に相談した結果、出席すべきでないと判断された場合
（新入生で該当すると思われる学生は、事前に学生課に申し出てください。保健室と連携して対応するようにします。）
- ⑦ 小学校等の臨時休業による子の世話のために出席できない場合
当該子の世話を行うため出席しないことがやむを得ないと認められる場合
- ⑧ その他、学生部長が感染拡大防止のために必要であると判断した場合
（例：渡日直前に滞在した国の感染症危険情報レベルが渡日直後に 1 から 2 に引き上げられた場合など）

上記に該当する場合は、速やかに学生課教務係 (sad-aas@u-aizu.ac.jp) に連絡して、症状や状況を説明してください。学生課ではこれを記録し、速やかに授業担当教員に連絡します。

当該期間中は、毎日、発熱や風邪症状の有無を記録するとともに、「健康観察シート」を作成のうえ、欠席届とともに、復帰後 1 週間以内に学生課教務係に提出してください。（「健康観察シート」の提出がない場合は、遡って欠席扱いとなります。）

さらに、この措置は、会津大学履修規程第 10 条に規定する病気その他特別な理由に該当するが、授業に出席しない期間が長期間となり、履修継続に影響がある場合などには、今後の方策について学生課及び担当教員と協議することとします。

なお、上記①～⑧のほか、世界各国の政策等により渡日できないなど、本人の責に帰

しがたい不可抗力により授業への出席が困難な場合については、履修継続に影響を及ぼすおそれがあるため、今後の方策について学生課及び担当教員と協議することとします。(なお、履修継続が可能な場合は、欠席とみなさない措置とします。)

5 授業実施の際の感染防止について

2021年度の授業実施方法につきましては、教育効果や学生の心身への影響なども踏まえ、原則として対面により実施しています。

ただし、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等）を有することにより遠隔（リモート）装置での受講を希望する学生や、各国における日本への渡航制限や日本政府の水際対策により大学に通学できない学生に対してのみ、遠隔（リモート）装置での授業を教育効果（遠隔（リモート）装置での授業でも対面授業に相当する教育効果を有するかどうか）等を踏まえ実施の可否を判断します。なお、遠隔（リモート）装置での授業を実施する場合でも、他の履修学生に対しては、対面にて授業を実施します。

また、教員や学生が濃厚接触者に指定された場合などには、例外的に遠隔（リモート）装置での授業が可能なケースがあるほか、非常勤講師等において、感染拡大地域における移動の制限等により来学が困難な場合などには、当該状況に応じて遠隔（リモート）装置での授業の実施の可否を判断します。

遠隔（リモート）装置による授業の実施は、新型コロナウイルスの影響に伴う特例措置として認められていることから、その実施に当たっては対面授業に相当する教育効果を有する必要があることを留意してください。

対面授業及び演習室等の利用にあたっては、下記の【対面授業実施時の注意事項】に準じ、前述の、集団感染のリスクとされる3つの密が同時に重ならないようにするなど、感染リスクを減らすよう留意してください。

【対面授業実施時の注意事項】

- ① 感染防止のためには、教室の換気を良くすることが重要です。教室のドアや窓を開放して、換気に努めてください。なお、演習室等は端末への塵埃等の影響を考慮して窓を開放せずに、廊下側のドアのみ開放し、備え付けのサーキュレーター等を活用して換気に努めてください。
- ② 教員の皆様におかれましては、人の密集を避けるために、広い教室を使用するなどの対策をお願いします。

なお、講堂は、授業で使用できるよう、間隔を空けて机・椅子を配置しているほか、中講義室等についても、次の利用可能人数のとおり、間隔を空けて机・椅子を配置しています。

また、履修者が1教室に収まらない場合は、2教室を使用して同時配信します。

* 講堂	利用可能人数	約 160 名
* 大講義室	利用可能人数	120 名
* M1 ～M 6	利用可能人数	49 名

* M7 ～M10 利用可能人数 42 名

* M11～M12 利用可能人数 36 名

* S 1 ～ S 12 利用可能人数 各 15 名～21 名

なお、教室変更が必要な際は学生課教務係に連絡してください。該当クラスの学生には学生課からメールでお知らせします。

- ③ 授業では、教員と学生、T A (S A) と学生、学生同士が近距離で会話することが想定されますが、会話や発声の際には必ずマスクを着用するなど、飛沫感染防止に努めてください。また、質問には電子メール等を利用するなど、会話の機会を減らすことも検討してください。
- ④ 演習室等には、OA クリーナーを配置しますので、間接的な接触感染防止のため、着席時に各自机やキーボードを拭いてください。(品切れの場合には、授業の合間などに石けんによる手洗いを行ってください。)
- ⑤ 本人や同居する家族等に発熱等の風邪の症状が見られる場合には、授業への出席はしないでください。(欠席とみなさない措置が適用されます。)

6 学内施設の利用や学内の活動について

学内施設の利用や学内の課外活動、イベント等については、感染拡大を防止するため、利用制限や自粛要請を行っているものがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

○福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の改訂を踏まえた本学の対応について

(1) 授業・研究活動について

時期	授業	研究活動
2021/4/1～	○ 原則、対面授業を実施する。	○ 感染防止の措置を講じた環境の下で研究室の活動を実施する。

(2) 国内移動・敷地内立入・学食・売店の利用・学内見学について

時期	国内移動	学生の敷地内立入制限	関係者以外の敷地内立入禁止	関係者以外の学食・売店の利用禁止	学内見学
2021/3/22～	△ 感染拡大地域との不要不急の往来は自粛すること。	○ 制限なし	○ 制限なし	○ 制限なし	○ 制限なし

(3) 課外活動等集団活動・学内施設利用について

時期	部活動など課外活動等 集団活動	学内施設 (体育施設)	学内施設 (LICTiA・UBIC)	学内施設 (SRLU)	学内施設 (講堂・講義室)
2021/4/1～	△ 感染防止の措置を講じた環境の下で再開する。(活動時間22:00まで)	△ 学内に一般開放する。(武道場を除く。)	○ 外部貸出可能	○ 感染防止措置を講じた環境の下での利用	△ 原則として、外部貸出はしない。 (通信制高校のスクーリングや各種試験会場等として使用する場合を除く。)

【前提条件】

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染予防策の徹底・継続

※ 緊急事態宣言の発出など感染状況によっては、施設利用や学内活動の制限を強化することがありますので、注意してください。

【施設利用・活動再開に当たっての注意事項】

- 部活動など、課外活動等集団活動
 - ・体調管理、怪我防止には十分留意すること。

- ・発熱等風邪の症状が見られる場合には自宅等で休養すること。
- ・可能な限り屋外で実施することが望ましい。
- ・屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手指衛生を徹底する。
- ・長時間活動は避け、十分な身体的距離を確保できる少人数での利用とすること。
- ・大人数が一度に集まり密集しないよう活動内容を工夫・精選すること。
- ・部室の使用～複数人での部室の使用は避けること。
やむを得ず複数人で使用する場合には、短時間使用及びマスク着用とすること。
- ・更衣室の使用～学生間の身体的距離を確保すること。
困難な場合は、一斉に利用せず少人数の利用にとどめること。
更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないこと。
- ・体育施設利用（サークル・部活動の活動時間）
2020年12月から：平日の活動時間は、1日1回2時間までとする。
土日祝日の活動時間は、1日1回3時間までとする。
※ 感染対策、怪我防止等には十分留意すること。

○ SRLU (Study & Research Living Unit)

- ・体調管理、怪我防止には十分留意すること。
- ・入室前・入室後の手指衛生を徹底すること。
- ・「SRLU 使用台帳」へ入退室時刻・氏名等を必ず記入すること。
- ・除菌シートやペーパータオル等を持参し、器具使用後は接触箇所や汗を拭きとること。
- ・タオルの共用はしないこと。（各自、汗拭きタオルを用意する。）
- ・不必要な会話や発声は行わないこと。
- ・利用者間の距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
- ・利用者間の距離確保のため、使用できる器具を制限していること。
- ・器具使用時以外はマスクの着用を心がけること。
- ・使用時間は1時間以内とすること。
- ・その他、施設の使用に関して必要な制限を設けます。

※参考：「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」

（令和2年5月21日付スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

【上記以外の主な取り扱い】

(1) 図書館の学外者利用

学外の方の利用を一時停止しています。

(2) イベント等の開催

- ① イベント等の開催に当たっては、規模にかかわらず、「三つの密」が発生しない席の配置、人と人との距離の確保、出演者や参加者等に係る行動管理、マスク着用の徹底、

会場内の消毒や換気などの感染防止対策を徹底してください。

なお、5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントを実施する場合は、開催 2 週間前までに「感染防止安全計画」を、イベント開催後は「結果報告書」をそれぞれ県に提出する必要があります。

上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止対策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表が必要になります。詳しくは、県 HP を参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

- ② イベント主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先を把握しておくことや参加者に接触確認アプリの活用を促してください。
- ③ その他、多数の参加者が集まるイベント等は、オンラインでの実施、若しくは前述の「3つの密」などの対策等を講じることができるか検討した上で、開催の判断をしてください。

(3) 海外渡航（※詳細は「8 海外渡航について」参照）

海外渡航は控えてください。

(4) 学生食堂

対面授業開始時においては、学生食堂は、通常どおり営業します。利用者自身による感染症予防対策（手洗い、咳エチケットなど）の徹底をお願いしています。今後の状況変化によっては、学外者の方の利用を中止する場合があります。

（※その他、「7 学生食堂の利用時間分散等について」参照）

(5) 創明寮

当面の間、全室 1 人 1 部屋の入居とします。

(6) 事務室

- ① 感染防止のために事務室のドアや窓を開放して換気に努めています。
- ② 職員の座席間にパーティションを設置するなど、できるだけ飛沫が拡散しないような環境の整備に努めています。
- ③ 給湯室等、ごく限られた空間において、利用できる人数を限定するなど密にならないよう注意喚起しています。
- ④ 特に来客の多い部署では、訪問者ができるだけ他の職員と接触しないよう、入り口を分ける等工夫するとともに、訪問者に対してマスクの着用と手指の消毒をお願いしています。

7 学生食堂の利用時間分散等について

学生食堂については、学内外の方々が利用している施設ですが、感染拡大のリスクの高いのは、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境であるとされ、全国的に飲食の場での感染も確認されています。

そのため、集団感染のリスクの 3つの密等も踏まえ、学生食堂については、当面の間、次のとおり利用いただくよう教職員・学生の皆様のご理解ご協力をお願いします。

(1) 利用時間分散について（対面授業開始時）

学生食堂の利用人数が多い昼休憩時間(12時30分から13時20分まで)については、平常時において特に利用が多いのが、学部1、2年生であることを考慮し、大学生活に不慣れな学部1年生を12:30～12:55（前半）に優先して利用してもらい、次に学部2年生に12:55～13:20（後半）で利用してもらうことを基本とします。(学部低学年への配慮につきましてご理解をお願いします。)

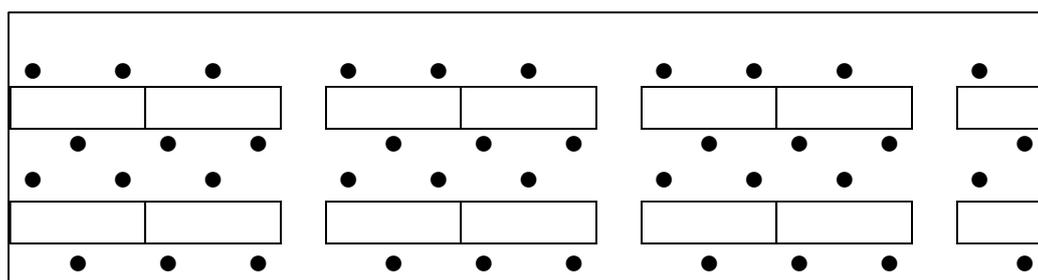
学部3年生、4年生及び大学院生については、前半時間帯及び後半時間帯の各時間帯で空席がある場合に利用する、又は昼休憩以外の空き時間に利用してください。

教職員の皆様におかれましても、なるべく、学生の利用が多い昼休憩時間以外に利用いただくようお願いします。

なお、混雑を抑制するためにも、プリペイドカードやデジタル地域通貨「白虎/Byacco」を積極的に活用しましょう。

(2) 座席の配置等

食事の際の座席については、下図のように対面にならないように座り、飛沫感染を避けるため、会話を控えて食事をしてください。また、食後の会話の際には必ずマスクを着用してください。



8 海外渡航について

会津大学では、外務省が発出する海外安全情報の感染症危険情報レベルに応じた海外渡航の制限など国の方針に従い、対処することとしております。

なお、現在（2021年12月1日現在）の渡航制限は、下記のとおりです。

- 感染症危険情報レベル3の国・地域への渡航は原則中止してください。
- 感染症危険情報レベル2の国・地域への不要不急の渡航は止めてください。やむを得ず渡航する場合には理事長の許可を得てください。

※ 2020年3月31日、外務省においては、世界的な感染の広がりを踏まえ、感染症危険情報レベルについて、全世界をレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）以上に引き上げていますので、海外渡航は控えてください。

（2021年12月1日現在、依然として全世界がレベル2以上となっています。）

9 休校措置について

本学の学生や教職員が新型コロナウイルスの感染者と確認され、感染していたと考えられる期間内に学内に勤務・登校していた場合など感染拡大防止の観点から、休校の措置をとることがあります。

休校を決定した場合には、休校期間（見込み）、休校事由、休校時の対応などについて、直ちに全学生、全教職員へメールで伝達するとともに、大学ホームページに掲載します。

休校となった場合には、自宅待機となり、不要不急の外出は控えていただくとともに、大学への立ち入りや課外活動等集団活動も禁止となります。

休校期間中であっても、学生、教職員ともに引き続き健康観察シートを作成するとともに、必要に応じて報告を行っていただきます。学生は配属となった指導教員へ、指導教員が決定していない学生は学生課へメールで報告します。教職員も同様に所属長へメールで報告していただきます。

なお、授業休止期間中は、次の利用制限等が想定されますので、特に留意してください。

【※ 授業休止期間中の想定される措置】

- ・原則として、学生は敷地内（研究室を含む。）立ち入り禁止とします。（大学の支援を要する学生は除く。）
- ・県外への不要・不急の移動はしないでください。やむを得ず移動した場合には、帰宅後2週間はマスクを着用のうえ健康管理を徹底し、体調に少しでも異常を感じた場合には、自宅待機をしてください。
- ・大学関係者以外の敷地内への立ち入りを禁止します。
- ・大学関係者以外の学生食堂・売店の利用を禁止します。
- ・図書館については、臨時休館とします。

10 その他

(1) 偏見や差別の禁止

感染者の発生により、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものです。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と情報に基づいて、適切に行動しましょう。

(2) 修学支援

令和2年度から開始された修学支援新制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援対象となります。該当すると思われる場合は、学生課学生支援係に連絡してください。また、授業料等納付の猶予、免除等についても、学生課学生支援係にお

問い合わせください。

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に関連する重要なお知らせ（web）

上記のほか、本学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に関連する重要なお知らせについては、下記の URL を参照してください。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、対応については今後変更となる場合があります。

学外向け <https://www.u-aizu.ac.jp/information/post-20171176.html>

学内向け <http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/covid19.html>